

2025年7月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオークショングループ

「軽自動車所有者承諾書」廃止に伴う対応について

拝啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、早速ではございますが、表題の件につきましてご案内申し上げます。

2025年7月1日より全軽自協（一般社団法人全国軽自動車連合協会）の流通確認制度のシステム化に伴い、軽自動車の所有権解除手続き方法が変更となりました。

これまで発行されていた「所有者承諾書」は廃止され、全軽自協が提供している「流通確認業務システム」での処理に移行されます。

しかしながら、7月1日以降、「全軽自協の窓口にて所有者の承諾が確認できず登録ができない」との事象が発生しております。

大変ご迷惑をおかけしますが、全軽自協の窓口にて所有者の承諾が確認できない場合、アライオークション当該開催事務局へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

全軽自協から「所有者連絡依頼書」を手渡され、所有者への連絡を促された場合においてもアライオークション規約の禁止行為※に抵触する恐れがありますので、所有者への連絡はしないようお願い致します。〔※アライオークション規約（乗用・商用バン）第7章第2条 11項〕

ご理解の上、ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

ご連絡先

仙台会場：022-346-2101 小山会場：0285-45-1555 ベイサイド会場：044-288-7788